

○南さつま市市民活動応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、南さつま市における地域づくりの取組みを促進し、市民との協働による真に豊かで活力あるまちづくりを推進するため、市民活動を行う団体・グループ（以下「団体等」という。）が自ら企画して実施する公益的な事業に対して、南さつま市市民活動応援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、南さつま市補助金等交付規則（平成17年南さつま市規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民活動 営利を目的とせず、市民が自主的に行う不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする活動のうち、第2号から第4号までに規定する事業（以下「補助対象事業」という。）をいう。
- (2) 地域之力・感動いっぱい事業 特定非営利活動法人、ボランティア団体その他の団体等が行う市民と行政との協働のまちづくりに資する社会貢献活動をいう。
- (3) 青壮年の力・ファイトいっぱい事業 集落の活性化又はふるさとを再興するために青壮年が行う活動をいう。
- (4) 女性の力・愛情いっぱい事業 女性の発想や視点のもとに女性が中心となって行うチャレンジ活動をいう。

(補助対象団体)

第3条 補助の対象となる団体等（以下「補助対象団体等」という。）は、次の各号に掲げる補助対象事業ごとに、それぞれ当該各号に掲げる団体等及び市長が特に認めた団体等とする。

- (1) 地域之力・感動いっぱい事業
 - ア 特定非営利活動法人 次のいずれにも該当するものであること。
 - (ア) 主たる事業所が市内にあるもの
 - (イ) 法人の活動を主として市内において行うもの
 - (ウ) この事業に係る補助金交付決定後1年以上活動する見込みがあること。
 - イ アに規定する法人以外の団体等 次のいずれにも該当するものであること。
 - (ア) 定款、規約、会則等を有し、代表者、会の運営その他組織としての主要な点が明確であるもの
 - (イ) 市内に活動拠点を有し、団体等の活動を主として市内において行うもの
 - (ウ) 団体として活動を開始後、1年以上活動する見込みがあること。
- (2) 青壮年の力・ファイトいっぱい事業及び女性の力・愛情いっぱい事業 次のいずれにも該当する団体等であること。
 - ア 市内に住所を有する者5人以上で組織された団体等
 - イ 代表者及び構成員が明らかになっている団体等

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる団体等は補助の対象としない。

- (1) 宗教活動、政治活動若しくは選挙活動を行う団体等又は公益を害するおそれのある団体等
- (2) 地縁団体並びに自治会、地区公民館、地域元気づくり委員会その他地縁団体に準ずる

団体

- 3 同一の団体等が補助を受けることができる回数は年1回とする。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、補助対象団体等が行う市民活動であって、その活動の内容、時期、経費等がその活動の目的を達成するために適当であると市長が認めた事業とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業については、補助の対象としない。
 - (1) 市が実施する他の財政的支援制度の対象となる事業
 - (2) 市民活動の主たる効果が市外で生じる事業
 - (3) 過去に同一の市民活動について、3回以上当該補助金の交付を受けた事業。ただし、青年の力・ファイトいっぱい事業及び女性の力・愛情いっぱい事業にあつては2回以上とする。
 - (4) その他公序良俗に反する等、補助対象活動として適当でないと認められる事業

(補助対象経費)

第5条 補助対象事業に要する経費のうち、補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は別表第1のとおりとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内で、補助率及び補助限度額は別表第2のとおりとする。ただし、算定した補助金の額と当該補助対象事業に係る収入の合計額が、補助対象経費の額を上回る場合は、算定した補助金の額から当該上回る額を減額して交付する。

- 2 前項の補助対象事業に係る収入とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 国及び他の地方公共団体からの補助金その他の収入
 - (2) 上記以外の機関等からの補助金、寄付金その他の収入
 - (3) 参加者からの負担金、徴収金その他の収入
- 3 第1項の規定により算出した額に千円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする団体等の代表者（以下「申請者」という。）は、規則第3条第1号に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第1号様式）
- (2) 収支予算書（第2号様式）
- (3) 応募団体概要書（第3号様式） ただし、青年の力・ファイトいっぱい事業及び女性の力・愛情いっぱい事業にあつては応募団体等調書（第4号様式）とする。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の概算交付)

第8条 地域の力・感動いっぱい事業について補助金の交付決定を受けた申請者は、補助金の概算交付請求をすることができる。ただし、概算交付請求をすることができる補助金の額は、当該補助金の交付決定を受けた額の2分の1以内の額とする。

(補助金の事業実績)

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、規則第14条第2項第1号に規定する期日までに、同条第1項に規定する補助事業等実績報告書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(第5号様式)
- (2) 収支決算書(第6号様式)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月28日から施行する。

別表第1(第5条関係)

区 分	経 費 の 種 類
賃 金	ボランティア等への賃金
報 償 費	講師・出演者・協力者等への謝金等
旅 費	講師等の移動及び現地調査等のための交通費、通行料等
需 用 費	事業実施に直接必要な消耗品等 ポスター・チラシ・プログラム・報告書等の印刷製本費等
役 務 費	事業実施に直接必要な郵便料、運搬料、保険料等
委 託 料	事業実施に直接必要な警備委託料、会場設営委託料等
使用料及び賃借料	事業実施に直接必要な会場使用料 車両・機械、機器類の借上料等
原 材 料 費	事業実施に直接必要な材料費等
備 品 購 入 費	事業実施に直接必要な備品購入費等
そ の 他 の 経 費	市長が必要と認める経費

注) 上記経費のうち、社会通念上、補助することが適当と認められない経費については対象経費としない。

別表第2(第6条関係)

区分	補助率	補助限度額
地域の力・感動いっぱい事業	50/100以内	30万円
青壮年の力・ファイトいっぱい事業	100/100以内	5万円
女性の力・愛情いっぱい事業	100/100以内	5万円

事業計画書

事業名	
実施団体名	
事業を実施する 背景・目的	
実施地域	
事業の内容	
実施期間	
事業の効果	
備考	

収 支 予 算 書

1 収入の部

区 分	予 算 額	摘 要
	円	
収入合計	円	

2 支出の部

区 分	予 算 額	摘要（内容・積算内訳）
	円	
支出合計	円	

応募団体概要書

団 体 名			
団体の所在地	〒 ー		
	TEL		FAX
	E-mail		
代表者の氏名等	〒 ー		
	TEL		FAX
	E-mail		
設 立 年 月 日	昭和・平成 年 月 日		
会 員 数	人（内、南さつま市在住者 人）		
設 立 目 的			
主 な 活 動 実 績			
国・県・市・関係 機関からの補助 及び委託事業の 採択実績			

応 募 団 体 等 調 書

<p>団体・グループ名</p>			
<p>代表者の氏名等</p>	〒 ー		
	TEL		FAX
	E-mail		
<p>会 員 数</p>	<p>人（内、南さつま市在住者 人）</p>		
<p>会 員 名</p>			
<p>目 的</p>			
<p>活 動 内 容</p>			

事 業 報 告 書

実施事業名	
実施期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
実施地域	
事業の実施経過 ・概要等	
事業の成果	
今後の見通し	
備 考	

収 支 決 算 書

1 収入の部

区 分	予 算 額	決 算 額	差引増減額	摘 要
	円	円	円	
収入合計	円	円	円	

2 支出の部

区 分	予 算 額	決 算 額	差引増減額	摘要（経費内訳）
	円	円	円	
支出合計	円	円	円	